

介護サービスに関する よくある質問





Q1 介護サービスを利用するときの 手続きは？



A1-①

まずは、病院主治医やかかりつけ医、
看護師、医療連携室・相談室に
相談しましょう。



- 市役所・区役所、地域包括支援センターでも
相談できます。
- お住まいの近くの地域包括支援センターの
場所は、都道府県のホームページや
厚生労働省のホームページより
検索できます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/
kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/)



A1-②

介護保険の申請手続きの流れをご紹介します



  **Q2** 介護サービスを利用するときの
利用料は？

 **A2** 介護度によって使えるサービスの内容と
自己負担費用がかわります。

要支援1の場合のケアプランで…

月	火	水	木	金	土	日	利用料金
			訪問看護 (30分) <ul style="list-style-type: none">・体調チェック・心不全兆候の有無の確認・緊急時対応・生活における留意や受診などの助言				約4,000～4,500円/月

各サービスの費用の目安は厚生労働省のホームページをご参照ください
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/commentary/flow.html>

要支援1の場合のケアプランで…

月	火	水	木	金	土	日	利用料金
			訪問看護 (30分) <ul style="list-style-type: none"> ・体調チェック ・心不全兆候の有無の確認 ・緊急時対応 ・生活における留意や受診などの助言 				約4,000～4,500円/月

要介護1の場合のケアプランで…

月	火	水	木	金	土	日
訪問リハビリ (40分) <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリ ・心不全兆候の確認 ・生活における留意や生活環境に関する助言 	訪問看護 (30分) <ul style="list-style-type: none"> ・体調チェック ・心不全兆候の確認 ・緊急時対応 ・生活における留意や受診などの助言 	デイサービス (午前9時30分～午後4時30分) <ul style="list-style-type: none"> ・体調チェック ・入浴介助 ・レクリエーション 		訪問看護 (30分) <ul style="list-style-type: none"> ・体調チェック ・心不全兆候の確認 ・緊急時対応 ・生活における留意や受診などの助言 	デイサービス (午前9時30分～午後4時30分) <ul style="list-style-type: none"> ・体調チェック ・入浴介助 ・レクリエーション 	
福祉用具レンタル					利用料金	
電動ベッド (軽度者への例外給付) <p>※要支援及び要介護1の対象者がレンタルできる対象用具は一部のみとなります。 ただし、対象介護度に合致しない軽度者であっても、医師の意見に基づき福祉用具の利用対象に該当すると判断され、保険者である市区町村が特に必要と認めた場合は介護保険を利用し、対象用具のレンタルが可能です。 かかりつけ医、担当のケアマネジャーに相談ください。</p>					約15,000円/月	

各サービスの費用の目安は厚生労働省のホームページをご参照ください
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/commentary/flow.html>

